

脊振地区・神埼地区「住民総合健診」が始まります！

◎問い合わせ 健康増進課 健康増進係 ☎51-1234

住民総合健診を実施します。脊振地区は6月、神埼地区は7月に実施します。1年1回は健診を受けましょう。健診対象者や料金は、4月に全戸配布した令和4年度版「神埼市健康診査・がん検診のご案内」や市ホームページをご覧ください。

※千代田地区は9月に実施予定です。

40歳限定！がん検診無料！

昭和57年4月1日～昭和58年3月31日生まれの方は、今年度は各種がん検診が無料で受けられます。

胃がん検診のみ予約制！

胃がん検診を希望する場合は電話または健康増進課窓口で予約してください。

※1日40人まで、先着順
○胃がん検診の予約受付期間 脊振・神埼会場（6、7月開催）6月13日（月）～検診前日

託児あります

健診を受けたいけれど、子どもの預け先がないという人は受診の間、託児を利用することができます。

託児希望者は予約が必要で、受診希望日の1週間前までに電話または健康増進課窓口で予約してください。託児できる人数に限りがありますので、お早めにお申し込みください。

健診日	健診会場	健康診査	肝炎ウイルス	肺40歳以上（※）	胃40歳以上【予約制】	前立腺50歳以上男性	大腸40歳以上
		若年400円 特定1,000円 後期無料					
6月28日(火)	脊振交流センター	○	○	○		○	○
6月29日(水)		○	○	○	○	○	○
7月6日(水)		○	○	○		○	○
7月7日(木)	中央交流センター	○	○	○		○	○
7月8日(金)		○	○	○		○	○
7月10日(日)		○	○	○	○	○	○
7月11日(月)		○	○	○	○	○	○
7月12日(火)		○	○	○	○	○	○
7月13日(水)		○	○	○	○	○	○
7月14日(木)		○	○	○	○	○	○

(※) 65歳以上は結核健診を無料で追加

○受付時間 8:30～10:30



家屋の取り壊し、住宅用地の利用変更は届出を！

◎問い合わせ 税務課 資産税係 ☎37-0114

固定資産税は、毎年1月1日に土地・家屋・償却資産を所有している人や事業所に課税されます。家屋の取り壊しや住宅用地の利用状況に変更があった場合は、必ず届出をしてください。

・家屋の取り壊し（一部を含む）
家屋（居宅・倉庫・物置・事務所など）を取り壊した場合

※建物の滅失登記をされている場合は、届出の必要はありません。

・住宅用地の利用状況の変更
家屋を取り壊して空き地や駐車場などへ利用を変更した場合

※利用状況に変更がない場合は、届出の必要はありません。

○提出書類

- ・家屋取壊し届出書
- ・住宅用地の申告書
- ※届出書・申告書は税務課、各支所総合窓口課、市ホームページで取得してください。

市役所の組織が変わりました

◎問い合わせ 総務課 総務係 ☎37-0100

効率的・効果的な運営を行うため、5月6日、市の組織機構を改めました。

【総務企画部】

政策推進室→政策推進課

【市民福祉部】

生活環境推進室→生活環境推進課

【教育委員会事務局】

国民スポーツ大会業務を「国民スポーツ大会推進課」へ統合し、スポーツ振興業務を「社会教育課」へ移管。

市長交際費の公表

(令和4年4月分)

項目	件数	支出額 (円)
弔慰	0	0
御祝	0	0
激励	0	0
会費	0	0
見舞い	0	0
その他	0	0
計	0	0

特定健診

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、さまざまな生活習慣病のリスクを見つけるための健診です。生活習慣病の発症や重症化の予防、健康寿命延伸のためにも、健診を受けましょう。

○対象 40歳以上の神崎市国民健康保険加入者

○健診内容 問診・身体計測・血圧測定・血液検査・尿検査・内科診察・心電図など

○料金 1,000円

○受診に必要な物

神崎市国民健康保険被保険者証、特定健診受診券（もも色）、特定健診受診票

※受診票・受診券については、6月上旬のお届けになります。早めに受診を希望される人は、お問い合わせください

○実施期間 令和5年3月31日まで

※同一年度内の受診は、特定健診（集団健診・個別健診・毎日健診）、ヘルスサポート、日帰り人間ドックのいずれかを選択してください。

※健診結果に基づき、市の保健師が生活習慣改善の必要性に合わせ、保健指導を行う場合があります。

○受診方法

・集団健診 住民総合健診の会場で受ける方法です（詳細は10ページをご覧ください）。

・毎日健診（要予約） 佐賀県健康づくり財団（予約☎37-3314）で受ける方法です。

・個別健診 佐賀県内の実施医療機関で受ける方法です。医療機関へ直接予約してください。

今年度も、健診受診者を対象に「幸せつなごうキャンペーン」「K.A.T.A.L♡ポイント事業」を実施します。（詳細は以下をご覧ください）。

神崎市国保特定健診・後期高齢者健診対象の皆さんへ

令和4年度「K.A.T.A.L♡（かたろー）ポイント」事業が始まります！

かんざきで たのしく ロングライフ

◎問い合わせ 市民課 国保医療係・後期高齢年金係 ☎37-0115

～神崎で楽しくロングライフ！健康寿命をのばしましょう!!～

昨年は、275人に参加いただきました。市主催の健診やがん検診の受診、健康教室や各種講座への参加、ご自身の健康づくりへのチャレンジでポイントが獲得できます。ポイントを貯めて「健康」と「賞品」を獲得しましょう！

ステップ① 参加申し込みをする

- ・申込書に記入し、市民課国保医療係、後期高齢年金係に提出し、チャレンジカードをもらう。
- ※国民健康保険加入者の申込書は、受診票に同封してお送りしています。
- ※後期高齢者医療保険加入者の申込書は、窓口や健診会場に準備しています。
- ※申込時は被保険者証をご持参ください。
- ※住民総合健診会場でも申し込みできます。

健診結果説明会にかたってポイントをもろう！

**ステップ② ポイントを貯める**

- ・特定健診、後期高齢者健診、がん検診を受ける。
- ・チャレンジ目標を掲げ日々取り組む（継続して3カ月）。
- ・市で開催される健康教室や講座などに参加する。



健康教室に参加してポイントをもろう！

ステップ③ チャレンジカードと記録表を提出する

- ・カードと記録表を国保医療係・後期高齢年金係に提出する。
- ・100ポイント達成後、早めにご提出ください。
- ・チャレンジカードの有効期間は令和5年3月31日です。

K.A.T.A.L♡ポイント 100ポイント達成すると、以下のいずれかをプレゼント！

- ・神崎市観光協会お買物券1,000円分 ※かんざき遊学館または高取山公園わんぱく館で使えます！
- ・次年度特定健診（集団のみ）無料券（1,000円相当） ※国民健康保険特定健診対象者のみ

新しい委員の紹介

任期満了に伴い、次の方が就任しました。(敬称略)

監査委員

○就任



松田 精里
代表監査委員



木原 憲治
議選監査委員

○退任

- ・牟田 信行 代表監査委員
- ・松本 軍二 議選監査委員

○問い合わせ

監査事務局 監査係

☎37-01009



神崎市史の販売を始めます

◎問い合わせ 社会教育課 文化財係 ☎37-35003

平成28年度から編纂を行ってきた「神崎市史」が完成しましたので6月から販売を開始します。

ご家庭や職場で、現代まで受け継がれてきた神崎市の歴史や文化、生活、身近な自然などが執筆されています。ぜひお買い求めください。

○内容

- 全3巻 (B5版オールカラー)
- ・第1巻 自然・民俗・石造物編 (約700ページ)
- ・第2巻 原始・古代 中世近世編 (約900ページ)
- ・第3巻 近・現代編 (約850ページ)

○価格

3巻セット10,000円
(セットでない場合、各巻1冊4,000円)

○販売場所

- ・教育委員会窓口(土日・祝日を除く)
- ・千代田公民館(祝日を除く)
- ・脊振公民館(土日・祝日を除く)
- ・神崎市中央公民館(祝日を除く)
- ・神崎市立図書館本館(火曜日・祝日を除く)
- ・特別休館日6月19日～25日
- ・はんぎーホール(月曜日を除く)

○問い合わせ

選挙管理委員会事務局 ☎37-01000

神崎地区 手話奉仕員養成講座の受講生募集

◎申込・問い合わせ 高齢障がい課 障がい者福祉係 ☎37-0111

聴覚に障がいのある人や関連する福祉制度の理解を深め、日常生活を行う上で必要な単語および手話表現技術を習得するための「手話奉仕員養成講座」を吉野ヶ里町と合同で開催します。

ぜひ、この機会に聴覚障がい者の言語である「手話」を学んでみませんか。

○日程 全47回
6月28日(火)～12月22日(木)の毎週火・木曜日
19時～21時
※祝日等を除く

○開催場所
神崎市中央公民館 第1研修室
※一部の日程について、変更となる場合があります。

※新型コロナウイルス感染症対策を十分行いながら実施します。

○対象者
神崎市または吉野ヶ里町に居住、もしくは勤務している高校生以上で、ほぼ全ての講

座に出席ができる人
※高校生は保護者の同意が必要です。

○受講料 無料
※別途テキスト代3,300円が必要です。

○定員 20人(神崎市・吉野ヶ里町全体)
※定員になり次第締切

○申込期限 6月20日(月)

有料広告

相続手続
土地や建物が亡くなった人の名義になっている

その他
建設業許可・産業廃棄物・内容証明・車庫証明等

遺言書
死んだら、家や土地の名義はどうなるのだろうか？

相談は、無料です。

行政書士 榎 繁美

(日本行政書士会登録番号 05410974)

TEL 0952-53-1747

携帯 090-8836-5630

神崎市神崎町志波屋 3627

ホームページ(ゆずりは 神崎 検索) 行政書士には守秘義務があります。お気軽にご連絡ください

新型コロナウイルス感染症に

関する人権の配慮について

◎問い合わせ 総務課 秘書広報係 ☎37-0088

新型コロナウイルス感染症に関連して、誤った知識や不確かな情報により、感染者やその家族、医療従事者、外国人などに対し、不当な差別や偏見、いじめなどが行われています。

新型コロナウイルス感染症は、誰にでも感染リスクがあります。不当な差別や偏見、いじめ、インターネットやSNSでの心ない書き込みなどは決してあってはなりません。

県や市などの公的機関が発表する正しい情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をお願いします。

なお、不当な差別やいじめ等を受けた場合は一人で悩まず、次の相談窓口にご相談してください。

○人権についての相談窓口

【法務省】

・みんなの人権110番

(平日8時30分～17時15分)

☎0570-003-110

・子どもの人権110番

(平日8時30分～17時15分)

☎0120-007-110

・外国語人権相談ダイヤル

(平日9時～17時)

☎0570-090-911

・インターネット受付

(<https://www.jinken.go.jp/>)

【佐賀県】

・人権啓発センターさが

(平日9時～17時)

☎057-72209

【神埼市】

・行政、人権相談（予約不要）

本庁舎（原則第3月曜日、

13時～16時）

千代田支所（原則第2火曜

日、13時～16時）

脊振支所（原則第2金曜日、

9時～12時）

※6月の相談日は28ページを

ご覧ください。



国民年金の手続きもありませんか

◎問い合わせ 市民課 後期高齢年金係 ☎37-0115
佐賀年金事務所 国民年金課 ☎31-4191

厚生年金・共済年金に加入していた人が60歳未満で退職した場合は、国民年金に加入する必要がありますので加入の届出をお願いします。また、退職された人（原則65歳未満）に扶養されていた60歳未満の配偶者についても同様です。

令和4年度の1カ月あたりの保険料は16,590円です。

国民年金の制度には、将来受給できる老齢基礎年金のほか、万が一のときの障害基礎年金・遺族基礎年金などがあり、国民年金の加入もれや保険料が未納となってしまうと、年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなったりすることがあります。

厚生年金・共済年金に加入していた人が60歳未満で退職した場合は、国民年金に加入する必要がありますので加入の届出をお願いします。また、退職された人（原則65歳未満）に扶養されていた60歳未満の配偶者についても同様です。

令和4年度の1カ月あたりの保険料は16,590円です。

国民年金の制度には、将来受給できる老齢基礎年金のほか、万が一のときの障害基礎年金・遺族基礎年金などがあり、国民年金の加入もれや保険料が未納となってしまうと、年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなったりすることがあります。

納付が困難な場合は免除制度をご利用ください

退職後、納付が困難な場合は申請（失業による特例申請）をすることにより全額免除または減額を受けられる可能性があります。

納付が困難な場合は免除制度をご利用ください

退職後、納付が困難な場合は申請（失業による特例申請）をすることにより全額免除または減額を受けられる可能性があります。

年金受給者の皆さんへ

毎年6月は、日本年金機構より年金振込通知書が送付されます。6月から翌年4月までの年金支払額をお知らせするものです。

振込通知書に記載されている8月以降の保険料（税）の額は、予定額として6月の額が記載されています。決定額については、それぞれ送付される保険料決定通知書等で確認をお願いします。

後期高齢者医療保険料率改定のお知らせ

◎問い合わせ 市民課 後期高齢年金係 ☎37-0115

佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎64-8476

後期高齢者医療保険料率は、医療給付費の支出などの動向を踏まえて2年に1度見直しを行います。

令和4、5年度の保険料率を次のとおり改定しましたのでお知らせします。

※令和4、5年度の賦課限度額は66万円になります。（令和2、3年度は64万円）

年間保険料額の計算方法

	均等割額+所得割額
令和2、3年度	52,300円+（基礎控除後の総所得金額等×10.06%）
令和4、5年度	54,100円+（基礎控除後の総所得金額等×10.23%）

介護保険に関するお知らせ

◆介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証の更新時期です

現在お持ちの介護保険負担割合証（白色）は、有効期限が7月末までになっています。7月中旬には、佐賀中部広域連合から新しい負担割合証（白色）が送付されます。到着後は、氏名、生年月日等の確認をお願いします。


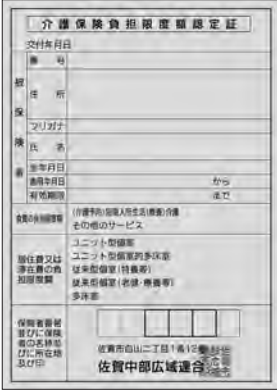
また、現在お持ちの介護保険負担限度額認定証（ピンク色）も、有効期限が7月末までになっています。介護保険施設の入所者やショートステイ利用者で、8月以降も認定証が必要な場合は6月中旬に申請書を提出してください。新しい認定証は、7月中旬に送付されます。

※介護サービスを利用している人は、新しい負担割合証・負担限度額認定証をケアマネジャーやサービス事業者に提示してください。

◎ 申請問い合わせ

高年齢がい課 地域支援係
佐賀中部広域連合給付課

☎ 37-0111
☎ 40-1134

	介護保険負担割合証	介護保険負担限度額認定証
対象者	要支援・要介護認定を受けている人や事業対象者	介護保険施設に入所している人やショートステイを利用する人
証の色	白色 	ピンク色 
現在の有効期限	7月31日（日）まで	
更新の手続き	手続きは不要。 佐賀中部広域連合から新しい負担割合証が郵送されます。	8月以降も認定証が必要な場合は、6月1日（水）～30日（木）までに、佐賀中部広域連合または高年齢がい課に申請してください。
新しい証の到着	7月中旬	

利用者負担段階と負担限度額（一日当たり）

利用者負担段階	対象者	負担限度額					
		居住費（滞在費）				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	生活保護受給者および世帯全員（別世帯の配偶者含む）が住民税非課税で高齢福祉年金受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	世帯全員（別世帯の配偶者含む）が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階	① 世帯全員（別世帯の配偶者含む）が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が80万円を超え120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
	② 世帯全員（別世帯の配偶者含む）が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が120万円を超える人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円
第4段階	上記以外の人	負担限度額なし					

（ ）は介護老人福祉施設および短期入所生活・預貯金等の金額が下記の額を超える場合、給付対象にはなりません。

- ・第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- ・第2段階：預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- ・第3段階①：預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- ・第3段階②：預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

◆介護保険負担限度額認定申請について

施設サービスとショートステイ利用者の食費・居住費は、負担段階により、負担限度額が決められています（左表参照）。しかし、所得が低く、食費・施設サービスとして支給されず、居住費を負担することが難しい利用者には、申請により、その一部が介護保険から「特定入所者介護介護予防サービス費」として支給されます。

トレーニングジムで身体づくり！元気なシニアを目指しましょう
シニア筋力トレーニング教室参加者募集
 ◎申込・問い合わせ 高齢障がい課 地域支援係 ☎37-0111

いつまでも自分で動ける身体づくりのため、トレーニングマシンを使った運動を体験してみませんか。初心者や女性もお気軽にご参加ください。

○対象者

市内在住の65歳以上の人
 (要介護認定非該当者)

○開催期間

7月上旬～9月末

○定員 20人

※新規の人に限り。

○実施場所

フィットナズ神埼(神埼町
 田道ケ里1998番地3)

○送迎 なし

○参加費 月額2,200円

○受付開始日 6月10日(金)

○申込手順

- ① 高齢障がい課に電話で予約
- ② 高齢障がい課、各支所総合窓口で申請書を提出

※新型コロナウイルスの感染症予防対策を取った上で実施するため、実施時期や定員を変更する場合があります。

○内容、実施日時

種別	実施日時	内容
定期トレーニング (参加必須)	毎週木曜日または金曜日 10時～11時30分	毎週1回、定期的に指導を受けます。
個別トレーニング (参加自由)	毎週月曜日・火曜日・水曜日 10時～12時	上記に加え、もっとトレーニングしたい人は、自由に参加できます。(追加料金なし)



出前講座のご案内

住民の皆さんからのご依頼により、職員が地区公民館等にお伺いします。お気軽にお声かけください。
 ※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により実施時期等を調整させていただく場合があります。

講座名	内容	時間	問い合わせ
健康相談・健康教育	保健師等による健康相談や健康づくり、生活習慣病予防等に関する講座を実施します。	1時間～ 1時間30分	健康増進課 健康増進係 ☎51-1234
ゲートキーパー養成講座	ゲートキーパーとは「門番」のこと。身近なところで、元気が無い人、悩む人に早めに気づいて声をかけ「こころの悩み」へのサポートができる応援者を養成します。	1時間～ 1時間30分	
認知症サポーター養成講座	認知症の症状や対応について学び、認知症の人や家族を地域で温かく見守る応援者を養成します。講師として、神埼清明高校・西九州大学の学生、専門職や住民有志がお伺いします。	1時間～ 1時間30分	高齢障がい課 地域支援係 ☎37-0111
認知症サポーターステップアップ講座	認知症サポーター講座を受けられたことがある人限定。認知症への「備え」と「共生」について学んでみませんか。	15分×5回 または1時間15分	
認知症予防の講話	地区公民館や自宅等でできる認知症予防についてお話しします。	30分～1時間30分	
「いきいき百歳体操」説明・体験会	地区公民館単位で住民の皆さんが主体となり週1回程度継続的に行う介護予防体操「いきいき百歳体操」の体験会を実施します。	1時間～1時間30分	
支え合い地域づくりの話	高齢になっても一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、地域の支え合いについてお話しをします。	1時間～1時間30分	市民課 後期高齢年金係 ☎37-0115
人生100年時代「健康長寿」教室	保健師、管理栄養士、歯科衛生士が健康長寿のための「血圧・血糖管理」「低栄養予防」「口腔ケア」についての講話を行います。	30分～1時間30分 (ご希望に応じます)	

無料クーポン券による風しん抗体検査・予防接種

◎問い合わせ 健康増進課 母子保健係 ☎51-1234

対象者には風しん抗体検査・予防接種が無料で受けられるクーポン券を5月に送付しています。

かかりつけの医療機関等でクーポン券を利用し、風しん抗体検査等を受けてください。

◎対象者

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生の男性

※予防接種は、風しん抗体検査の結果、風しん抗体価がほとんどない人のみ対象。

◎実施期間

令和5年3月31日まで
※医療機関の実施日に限る。

◎実施場所

本事業に参加している全国の医療機関等

※まずはかかりつけ医にご相談ください。

◎自己負担額

無料



◎必要なもの

- ・クーポン券
- ・風しん抗体検査受診票（医療機関にある場合もあります）
- ・健康保険証など本人確認できるもの

※風しん予防接種を受ける場合は、風しん抗体検査の結果をあわせて持参する必要があります。（風しん抗体検査受診票の本人控）

◎クーポン券再発行について
紛失等でクーポン券がお手元がない人は、申請によりクーポン券の再発行が可能です。

健康増進課で申請をしてください。申請時は、健康保険証など本人確認できるものと、印鑑をお持ちください。

妊娠を希望する女性等への風しん予防

◎申込問い合わせ 健康増進課 母子保健係 ☎51-1234

妊娠を希望する女性や「風しん抗体価が低い妊婦」の同居者を対象とした、風しん抗体検査・予防接種事業を実施しています。

妊娠早期の妊婦が風しんに感染すると、子どもが眼や耳、心臓に症状を持つて生まれる可能性があります。妊娠中は風しん予防接種を受けることができませんので、周囲が風しんにかからないようにすることが大切です。

予防接種は、風しん抗体検査を受け、抗体が低かった人のみ対象となります。

◎対象者

妊娠を希望する女性や「風しん抗体価が低い妊婦」の同居者。ただし、次の者を除く。
・未就学児
・昭和37年度～昭和53年度生まれの男性

※国の無料の風しん抗体検査・予防接種制度の対象となります。

◎自己負担額

無料



現在妊娠中あるいは現在妊娠している可能性がある人
※事前申請はできませんが、予防接種は、必ず出産後等に接種します。

過去に風しん抗体検査や風しん予防接種を受けたことがある人、または検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある人
※既に受けた抗体検査の結果、風しん抗体価が低いことが証明できれば、風しん予防接種の対象となります。

◎実施（接種）期間

令和5年3月31日まで
※医療機関の実施日に限る。

◎実施（接種）場所

県内の実施医療機関
※まずはかかりつけ医にご相談ください。

◎自己負担額

無料

事前申請

風しん抗体検査や予防接種の前に事前申請が必要です。

◎申請窓口

健康増進課

◎申請に必要なもの
・免許証など本人確認ができるもの
・印鑑（認印）

「風しん抗体価が低い妊婦」の同居者は、妊婦の母子健康手帳（風しん抗体価が低いことがわかるもの）

市報「かんだぎっ子」写真募集

◎申込・問い合わせ 総務課
秘書広報係 ☎37-0088

市報の「あつまれ！かんだぎっ子」のコーナーで、市内の元気なお子さんを紹介しています。ぜひ応募ください。

◎対象者

令和5年3月31日時点で就学前までのお子さん

◎申込方法

左のQRコードから応募ください。



歯とお口の健診、妊婦歯科健診のお知らせ

◎問い合わせ 健康増進課 健康増進係・母子保健係 ☎51-1234

健診を受け、むし歯や歯周病の早期発見、治療を行いましょよう。

歯とお口の健診

今年度40歳および50歳になる人は、歯周病を含むお口の健診が無料で受けられます。

40歳以上の歯を失う原因の第1位が歯周病です！歯周病の原因である、歯周病菌は糖尿病を悪化させたり、動脈硬化や脳梗塞、心筋梗塞、肺炎などのリスクを高めます。また、歯のみならず全身の健康に大きな影響を与える存在です。

妊婦歯科健診

妊娠中は、つわりや女性ホルモンの影響でむし歯や歯周病になりやすく、放置すると早産や低体重児出産のリスクが高まります。また、生まれてくるお子さんにむし歯をうつすことがあります。

◎対象者

母子健康手帳を交付された妊婦

◎受診期間

出産前日まで

◎受診時必要なもの

・母子健康手帳
・妊婦歯科健診受診券
・健康保険証

◎実施期間

令和5年2月28日（火）まで

◎受診時必要なもの

・通知（受診券）※5月発送
・健康保険証



実施医療機関（両健診共通）

中山歯科医院 ☎44-4147	大櫛歯科矯正歯科医院 ☎44-5475	福島デンタルクリニック ☎52-2268	泉福歯科医院 ☎52-2839	古賀歯科医院 ☎52-1647
神崎市国民健康保険脊振診療所 ☎59-2321	佐賀さくら歯科親子歯科クリニック ☎97-6438	船津歯科医院 ☎52-1391	なかはら歯科医院 ☎53-1849	こばやし歯科医院 ☎55-6030
栗並医院 ☎52-2977	中村歯科医院 ☎44-2992	江頭歯科医院 ☎44-5523	永原歯科医院 ☎52-2970	しばた歯科医院 ☎55-9118

母子保健推進員を募集しています 子育てサポートしてみませんか？

◎申込・問い合わせ
健康増進課 母子保健係
☎51-1234

市では、現在31人の母子保健推進員が市長の委嘱を受け、安心して子育てできる地域づくりを目指して活動しています。

母子保健推進員を募集しています。年齢・資格は問いません。（任期2年、継続可）

活動内容は、赤ちゃん訪問や育児サークルのお手伝い、母子保健研修会への参加などです。

子育てをサポートする仲間とともに、子どもたちの笑顔と明るい神崎市の未来のために、活動してみませんか。

子どもたちの笑顔に囲まれながら活動しませんか？



後期高齢者訪問健康相談のお知らせ

◎問い合わせ
市民課 後期高齢年金係
☎64-8476

佐賀県後期高齢者医療広域連合
☎64-8476

後期高齢者医療保険加入者を対象に、訪問による健康相談を実施します。

ご家庭でより良く生活していただくために、健康に関することや医療機関の利用方法等について、情報提供やアドバイスさせていただきます。

日頃の身体のお悩みや気になることをお気軽にご相談ください。

相談は無料で、対象者には、個別に通知を送付します。



住まいの耐震対策を支援します！

◎問い合わせ 建設課 建築住宅係 ☎37-0103

木造住宅の耐震化を促進するため、国や県と協力して、耐震診断および耐震改修にかかる費用を補助します。

○耐震診断補助

対象住宅	補助内容
昭和56年5月31日以前に建築され 個人が所有し自ら居住する「木造一戸建て」住宅	診断費用の全額補助 ※事務手数料として5千円の自己負担が必要です

○耐震改修補助

対象住宅	補助対象	補助内容
昭和56年5月31日以前に建築され個人が所有し自ら居住する「木造一戸建て」住宅	耐震診断の結果、建物の上部構造評点を1.0以上にするための改修工事費用	改修工事の費用に対して80%を補助 ※補助限度額100万円

○受付期間 12月28日(水)まで 9時～17時(土日・祝日を除く)

※募集戸数に達し次第、受付を終了します。

○募集戸数 耐震診断補助 10戸、耐震改修補助 1戸

○注意事項

※事前に建設課にご相談ください。申込資格など各種条件があります。

※手続き前に耐震診断、耐震改修を行った場合は補助の対象となりません。

※悪質な業者による勧誘にご注意ください。

(市職員が訪問や電話で耐震診断や耐震改修を勧めることはありません)



危険ブロック塀等の除去費に関する補助について

◎問い合わせ 建設課 都市計画係 ☎37-0103

道路に面した危険なブロック塀の除去に関する補助を行います。補助を受けるには、ブロック塀の状態や補助要件等の事前相談、および市による確認が必要です。

○補助対象

道路に面した高さ1m以上のブロック塀等(補強コンクリート造、レンガ造、石造、コンクリートブロック造等)の除去工事費

○補助金額

次の①、②のうち低い額(補助対象事業費の上限額は14万円)

①対象工事費の2/3

②撤去するブロック塀等の長さ(m)×1万円×2/3

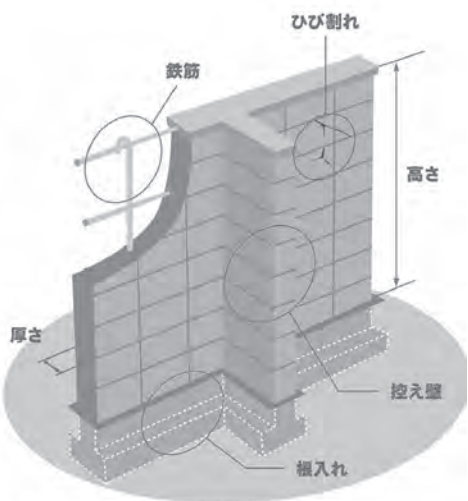
○申請できる人

ブロック塀等の所有者および管理者で市税などの滞納がない人

○受付開始期間

6月1日(水)

※補助金交付決定前に契約・工事をされている場合は、補助対象となりません。
※受付件数が想定数に達した場合は受付を終了します。



出典：パンフレット「地震から家が守ろう」日本建築防災協会 2013.1 より一部改

市営住宅

入居予備(登録)者募集

◎問い合わせ 建設課

建築住宅係 ☎37-0103

既存の市営住宅において、空家(空室)が発生した場合に入居をご案内する入居予備者を募集します。

現在、申し込みをされ、未だ入居決定されていない人も、引き続き入居を希望される場合は、再度提出をお願いします。

○申込書の配布

6月1日(水)～

建設課 建築住宅係で配布

○受付期間

6月8日(水)～24日(金)

※平日9時～17時まで

建設課 建築住宅係で受付



6月から児童手当の制度が変わります

◎問い合わせ 福祉課 社会福祉係 ☎37-0110

現況届の提出が原則不要となります

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し（前年所得、児童の養育状況など）、6月分以降の児童手当を審査するものです。

これまで、全ての人に現況届の提出をお願いしていましたが、現況届の提出が原則不要となります。

○対象者

現況届の提出が必要な人には、6月上旬に通知と現況届、返信用封筒を送付します。

○提出するもの

- ・現況届（署名済のもの）
- ・受給者の健康保険証の写し
- または年金加入証明書

○提出期限

6月30日（木）

○受付

- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送での提出にご協力ください。
- ・福祉課 社会福祉係
- ・千代田支所 総合窓口課
- ・脊振支所 総合窓口課

所得上限限度額が新設されます

児童を養育している人の所得に応じた手当額を支給しています。

今回の改正では、所得上限限度額を新設され、児童を養育している人の所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されません。

○対象支給月

令和4年6月分（令和4年10月支給分から）

扶養親族等の数	所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安
0人	858万円	1,071万円
1人	896万円	1,124万円
2人	934万円	1,162万円
3人	972万円	1,200万円
4人	1,010万円	1,238万円
5人	1,048万円	1,276万円

公共マスの維持管理にご協力を！

◎問い合わせ 下水道課 管理係 ☎37-0105

公共マスとは？

宅内の排水設備を下水道に接続するために設置されたマスのことです。

一般的に直径約20cmの大きさで、市が維持管理を行います。



○公共マス使用上の注意

- ・公共マスを埋めたり、マスの上に重いものを置いたりしないでください。↓詰まった場合、詰まりを取り除けなくなります。



▲埋められた公共マス

- ・公共マスは車両等で上に乗らないでください。↓車両等の加重を想定されていないため、破損の原因になります。
- ・公共マスの周りに樹木を植えないでください。↓公共

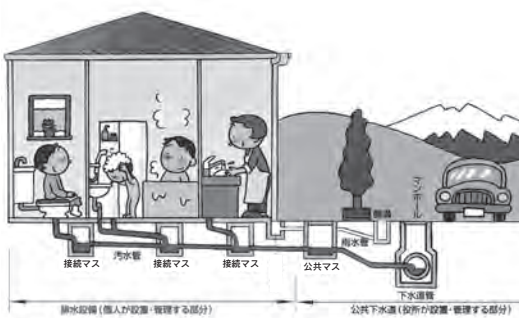
マス内部に根が侵入するなどし、破損や詰まりの原因になります。

○公共マスが壊れたら：

公共マスに破損や閉塞があった場合は、下水道課に連絡をお願いします。

市が維持管理しますが、破損や閉塞の原因がお客様にある場合、修繕料を負担いただきます。

宅内の排水設備は、お客様の管理となります。修理等の依頼は必ず市の排水設備指定工事店をお願いします。



公共下水道未接続の皆さんは、接続のご検討をお願いします。

カヌー教室実施中！

◎申込問い合わせ 社会教育課 社会教育係兼スポーツ振興係 ☎37-3593

初心者でも簡単に、楽しくカヌーを体験できるよう、専門の指導者によるカヌー教室を実施しています。気軽に遊びに来てください。

○とき

6月～9月の土日・祝日

9時～16時

※7月21日（木）～8月31日（水）は、火曜日を除き、毎日体験できます。

※天候および新型コロナウイルス感染症などの影響により、休みとなることがあります。

○ところ

神崎市B&G海洋センター

艇庫

○料金（1艇1時間あたり）2000円

※初回や団体での利用の場合は、事前にお問い合わせください。



脊振観光プール管理 監視員募集

◎申込 問い合わせ 社会教育課
社会教育係兼スポーツ振興係
☎37-35993

- 業務内容 管理、監視
 - 勤務場所 脊振観光プール(野外)
 - 募集人数 6人程度
 - 給料 時給829円
 - 任用期間 7月21日(木)～8月24日(水)
 - 勤務形態
 - ・9時～17時のうち7時間
 - ・1日3人勤務のローテーション
 - 休日 休館日(8月13日～15日)
 - 勤務条件 社会保険、雇用保険の適用無
 - 応募資格 体力があり、泳げる人
 - 応募方法 市販のA4サイズの履歴書(顔写真貼付)と官製はがき(返信先記入)を提出してください。
 - 選考方法 書類選考・面接
 - 受付期間 6月1日(水)～17日(金) 8時30分～17時15分
- ※土日・祝日を除く。

放課後児童クラブ 夏休みの利用について

◎申込 問い合わせ 社会教育課 社会教育係兼スポーツ振興係
☎37-35993

- 放課後児童クラブの夏休み中の入会を希望する場合は、期限までにお申し込みください。
- 申込締切 6月21日(火)
 - 注意事項
 - ・弁当、水筒等は、持参してください。
 - ・長期休暇のみ入会者の土曜日利用、また土曜日のみの入会受付は行っていない。
 - 入会条件 昼間児童の面倒をみる事ができないことを証明する書類(入会児童と同居する父母および70歳未満の祖父母の就労証明書等)が必要です。
 - ※就労等は、1日4時間以上かつ月15日以上労働することを常態とすることが必要です。
 - 申請方法 申請書に記入の上、証明書類等と合わせて次の窓口に出してください。
 - 申請書設置・申込場所
 - ・社会教育課
 - ・千代田公民館
 - ・脊振公民館
 - 開設時間 7時～18時
 - ※希望される人は18時30分まで利用できますが、別途負担金が必要です。
 - ※別途クラブ費を徴収します。



夏休み期間中の放課後児童クラブ支援員募集

◎申込 問い合わせ 社会教育課 社会教育係兼スポーツ振興係
☎37-35993

- 勤務場所 各放課後児童クラブ
 - ・神埼町および千代田町
 - 各小学校敷地内
 - ・脊振町
 - 脊振交流センター内
- 保険 災害補償保険有
社会保険無・雇用保険無
- クラブの閉所日 日曜日、祝日、8月13日～15日
- 任用期間(予定) 7月21日(木)～8月24日(水)
- 申込方法 次の書類を社会教育課に提出してください。
 - ・市販の履歴書(顔写真貼付)
 - ・官製はがき(返信先記入)
 - ・「放課後児童支援員認定資格」をお持ちの人は、資格を証明する書類の写し
- 賃金 支援員資格有 時給977円
支援員資格無 時給907円
- ※放課後児童支援員認定資格
- 勤務日数等 月平均60時間以内または週3日以内(週15時間以内)
- 勤務形態 夏休み期間中月～土曜日の7時～18時30分のうち交替制(1日6時間以内)
- その他
 - ・採用人数などの変更になる場合があります。
 - ・賃金は翌月10日払いです。
- 選考方法 書類選考・面接
※面接日は、はがきで連絡します。
- 募集締切 6月17日(金)

教育長コラム

「夢や希望を持っている子どもたち」

教育長 末次 利明

新年度が始まって2カ月が経ちましたが、子どもたちは新しい学年・学校にも慣れ、友だちと楽しく学習にスポーツに取り組み、また、遊んだり語り合ったりしていると思います。

しかし、世界には、そういう楽しい春を迎えることができないばかりか、毎日、死の恐怖に怯えながら生き抜いていかなければならない子どもたちがいます。ウクライナで起こっている戦争のニュースを見聞きするたびに涙があふれてきますし、一日でも早く何とか戦争が終わることを祈るばかりです。

現代の子どもは冷めていて、将来の夢や希望も持たず、難しい目標はチャレンジする前に諦めてしまうと言われていています。市内の小・中学生は、将来の夢や希望を持っているだろうか、また、どんな意識を持って生活しているだろうかと思いました。そこで、昨年度の5月27日に実施された「全国学力・学習状況調査の質問紙調査（小学6年生と中学3年生）」の結果を見ると、自分自身のこと、他者のことについてしっかりとした考えを持って生活していることがわかりました。

質問紙の内容の中で、以下の11の質問に対して「あてはまる」と答えた神崎市の子どもたちは、全国平均や県平均よりも大きく上回っていました。その結果を見て、神崎市の子どもたちは心豊かに育っていると思いました。

- ・ 自分には、よいところがあると思いますか
- ・ 将来の夢や目標を持っていますか
- ・ 自分でやると決めたことは、やり遂げるようにしていますか
- ・ 難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦していますか
- ・ 人が困っているときは、進んで助けていますか
- ・ いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いませんか
- ・ 人の役に立つ人間になりたいと思いませんか
- ・ 学校に行くのは楽しいと思いませんか
- ・ 自分の思っていることや感じていることをきちんと言葉で表すことができますか
- ・ 自分と違う意見について考えるのは楽しいと思いませんか
- ・ 友達と協力するのは楽しいと思いませんか



▲中学生サミット会議の様子

自分の将来に対して夢や目標を持って生活をしていること、人が困っているときは、進んで助けてあげようと考えていること、人の役に立つ人間になりたいと思っていることなど、素直で思いやりのある子どもに育っていると思います。子どもたちの夢や希望を大切に、人に優しく親切にしてあげようという気持ちを大切に、教え導いていくことと同時に見守ってあげることも大事なことでと思います。

まだまだ新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況にあつて、その長期化が懸念されるなか、今後も、学校と家庭、地域が共通理解を図り、子どもたちの将来のために連携していけるように、教育委員会は支援をしていきたいと思えます。

有料広告

司法書士 福田良嗣事務所

相続・売買・贈与などの不動産登記 商業・法人登記
その他、何でもお気軽にご相談ください。

司法書士 福田良嗣

ローソン本堀店北隣に移転しました
神崎市神埼町本堀 3258 番地 1 シャトーエス T-2
☎ 0952-53-5105
FAX 0952-53-2713



○就任（再任）
教育委員 岡俊和

任期満了に伴い、5月10日
付で、教育委員が就任され
ました（敬称略）。

教育委員の紹介
◎問い合わせ 学校教育総務課
教育総務係 ☎37-35091